

令和3年度東京都自動通話録音機設置促進補助金交付要綱の概要

事項	内容	該当箇所
対象事業	<p>区市町村が実施する自動通話録音機の設置を促進する事業のうち、以下の要件の全てを満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特殊詐欺被害の未然防止を目的として設置（配布）すること。 設置（配布）を目的として区市町村が購入する事業であること。 令和4年3月31日までに事業が完了できること。 	第4
対象経費	自動通話録音機の購入に要する経費	第5
補助率	3分の1以内	別表
補助限度額	別途定める限度額（例外あり）	
交付の手続	<ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付を希望する区市町村が申請書を都に提出 当該申請書の内容を都が審査し、補助金の交付又は不交付を決定 事業完了後、区市町村が実績報告書を都に提出 当該報告書の内容を都が審査し、補助金の額を確定した後、区市町村の請求に応じ速やかに支払 	第6 第7 第13 第14
申請期間 交付決定時期	別途定める期間及び期限	第6 第7
区市町村の 遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 自動通話録音機配付後の高齢者への助言等 都から要求があった場合の報告 収支に関する書類の整備と保存 	第9
その他	<ol style="list-style-type: none"> 承認事項 事業内容の著しい変更、事業の中止又は廃止 報告事項 令和4年3月31日までに事業が完了することができなくなったと見込まれる場合など 	第11 第12

令和3年度東京都自動通話録音機設置促進補助金交付要綱

2都安総治第 247 号
令和3年3月26日

(目的)

第1 この要綱は、区市町村（東京都の区域に存する特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が行う高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策を都が支援し、もって、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に資するため自動通話録音機設置促進補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3 この要綱において、「自動通話録音機」とは、固定電話機に接続し、電話着信時に発信者に自動で警告を行い、警告終了後、その後の通話を自動で録音する機能を有するものをいう。

(補助対象)

第4 この補助金は、区市町村が実施する自動通話録音機の設置を促進する事業のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものに対し交付する。

- (1) 特殊詐欺被害の未然防止を目的として設置（配布）すること。
- (2) 設置（配布）を目的として区市町村が購入する事業であること。
- (3) 令和4年3月31日までに事業が完了できること。

(補助対象経費等)

第5 この補助金は、令和3年度の東京都予算の定める額の範囲内において交付する。

2 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、以下の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他自動通話録音機の機能を維持するための経費
- (4) 自動通話録音機の設置に係る経費
- (5) 自動通話録音機の配送に係る経費
- (6) 自動通話録音機の広報に係る経費

(交付申請)

第6 この補助金を受けようとする区市町村は、別途定める申請期間内に、補助金交付申請書兼事業計画書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7 知事は、第6の規定に基づき、区市町村から補助金交付申請書兼事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、別途定める期限までに、この補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付決定を行ったときには不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村に通知する。

(事前着手)

第8 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手しなければならないときは、この限りではない。

2 区市町村は、前項ただし書きに該当する場合には、あらかじめ事前着手申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第9 区市町村は、自動通話録音機設置促進補助金事業の実施にあたっては、次に掲げる事項の全てを遵守しなければならない。

- (1) 特殊詐欺被害の未然防止に向けて、高齢者に配布後も適切な助言等を行い、事業の目的に従った運用を図ること。
- (2) 知事から要求のあったときは、この補助金により取得した自動通話録音機の設置（配布）状況について報告すること。（補助金交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間に限る。）
- (3) 当該事業に関する収入及び支出の関係を明らかにした書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(申請の取下げ)

第10 区市町村は、第7の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、区市町村は、交付申請後に申請を取下げようとするときには、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければ

ならない。

(承認事項)

第 11 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（別記第 5 号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) この補助金を受けて購入した自動通話録音機を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするとき。

(報告事項)

第 12 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- (1) 知事が事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情により、区市町村において当該事業の執行が困難となったとき、又は令和 4 年 3 月 31 日までに事業を完了することができなくなったと見込まれるとき。
- (3) 区市町村がこの補助金を受けて購入した自動通話録音機を、購入後 3 年以内に廃棄しようとするとき。

(実績報告)

第 13 区市町村は、事業が完了したとき、又は、補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、納品完了後速やかに、必要な書類等を添えて実績報告書（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 14 知事は、第 13 の規定に基づく実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現物調査等を行い、その内容がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記第 7 号様式）により区市町村に通知する。

- 2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払う。
- 3 区市町村は、前項規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15 知事は、区市町村が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、令和4年3月31日までに事業を完了することができないとき。

(補助金の返還)

第16 知事は、第15の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第17 第15の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しを行い、第16の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は区市町村が当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

2 当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(違約金の計算)

第18 第17第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19 第17第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、区市町村に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付全額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

- 第 20 区市町村が、この補助金を受けて購入した自動通話録音機を購入後 3 年以内に処分しようとするときは、第 12(3) の規定にかかわらず、処分する自動通話録音機の取得単価が 50 万円以上のものについては、あらかじめ自動通話録音機処分承認申請書（別記第 9 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区市町村が自動通話録音機を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(文書の様式)

- 第 21 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(補足)

- 第 22 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
自動通話録音機の購入に係る経費	3分の1以内 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1 補助限度額は、令和3年1月1日現在の65歳以上の人団により定める。(※) ただし、特殊詐欺被害状況その他知事がやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りではない。 2 自動通話録音機の単価の上限額は、8,000円以内とする。

※補助限度額

	65歳以上人口	補助限度額
1	15万人以上	7,466千円
2	10万人以上～15万人未満	6,400千円
3	5万人以上～10万人未満	5,333千円
4	3万人以上～5万人未満	4,266千円
5	1万人以上～3万人未満	3,200千円
6	1万人未満	2,133千円

令和3年1月1日住民基本台帳による人口を基準とする。

別記様式一覧

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金交付申請書兼事業計画書 |
| 第2号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金交付決定通知書 |
| 第3号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金不交付決定通知書 |
| 第4号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金に係る事前着手申請書 |
| 第5号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金に係る事業内容の変更等承認申請書 |
| 第6号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金に係る事業実績報告書 |
| 第7号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金に係る交付額確定通知書 |
| 第8号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金請求書 |
| 第9号様式 | 東京都自動通話録音機設置促進補助金に係る処分承認申請書 |